

第1号議案 知多都市計画道路の変更について

第2号議案 環境影響評価書(知多都市計画道路1・3・6号西知多道路)  
について

内容及び関連する事項	理 由
<p>(第1号議案) 知多都市計画道路の変更</p> <p>○1・3・6号西知多道路 (東海市・知多市・常滑市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線の追加</li> </ul> <p>位 置: 東海市新宝町～ 常滑市多屋字茨廻間</p> <p>延 長: 約18,480m 北部区間 約9,210m 南部区間 約9,270m</p> <p>車線の数: 北部区間 6車線 南部区間 4車線</p> <p>幅 員: 北部区間 25.75m 南部区間 23.5m</p> <p>構造形式: 地表式、嵩上式、地下式</p> <p>出 入 口: 東海JCT: 東海市新宝町地内 常滑JCT(仮称): 常滑市字耳切地内 荒尾IC: 東海市東海町六丁目地内 加家IC: 東海市東海町五丁目地内 大田IC(仮称): 東海市元浜町地内 横須賀IC: 東海市元浜町地内 寺本IC(仮称): 知多市八幡字浦浜新田地内 朝倉IC: 知多市北浜町地内 長浦IC: 知多市南浜町地内 日長IC(仮称): 知多市日長字下田地内 金沢IC(仮称): 知多市金沢字泉脇地内 青海IC(仮称): 常滑市大塚町地内 多屋IC(仮称): 常滑市多屋字茨廻間地内</p>	<p>名古屋都市圏自動車専用道路網の一部を形成するため、伊勢湾岸道路、知多横断道路及び高速3号線等と接続する西知多道路を追加するものである。</p> <p>西知多道路の追加に伴い、インターチェンジ等で接続する伊勢湾岸道路ほか14路線の一部区域等を変更するものである。</p>

内容及び関連する事項	理 由						
<p>○1・2・1号伊勢湾岸道路(東海市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連結路の追加</li> </ul> <p>○1・3・3号知多西部線(東海市・知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1・3・3号西知多産業道路線の一部区間の廃止 廃止延長 約10,170m</li> <li>・ 名称変更</li> <li>・ 起点の変更</li> </ul> <p>○1・4・4号高速3号線(東海市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連結路の追加</li> </ul> <p>○1・3・5号知多横断道路(常滑市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連結路の追加</li> </ul> <p>○3・3・3号瀬戸大府東海線(東海市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部区域の変更 変更延長 約290m 幅員変更</li> </ul> <table border="1" data-bbox="236 1361 815 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部の幅員</td> <td>20m</td> <td>21m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造事項の変更</li> </ul> <p>○3・4・4号知多西部線(東海市・知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部区間の廃止 廃止延長 約13,470m</li> <li>・ 起点の変更</li> <li>・ 構造事項の変更</li> </ul>		変更前	変更後	交差点部の幅員	20m	21m	<p>伊勢湾岸道路は、西知多道路との接続に伴い、連結路を追加するものである。</p> <p>1・3・3号知多西部線は、西知多道路の追加に伴い、西知多道路と区域の重なる1・3・3号西知多産業道路線の一部区間を廃止し、残区間について、名称及び起点を変更するものである。</p> <p>高速3号線は、西知多道路との接続に伴い、連結路を追加するものである。</p> <p>知多横断道路は、西知多道路との接続に伴い、連結路を追加するものである。</p> <p>瀬戸大府東海線は、西知多道路の既設インターチェンジの改良に伴い、一部区域(終点、交差点部の幅員)及び構造事項を変更するものである。</p> <p>3・4・4号知多西部線は、西知多道路の追加に伴い、西知多道路と区域の重なる一部区間を廃止し、残区間について、起点及び構造事項を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差点部の幅員	20m	21m					

内容及び関連する事項	理 由						
<p>○3・4・6号知多西尾線(知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区域の変更 変更延長 約220m 幅員変更</li> </ul> <table border="1" data-bbox="236 445 815 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部の幅員</td> <td>16m</td> <td>19m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造事項の変更</li> </ul>		変 更 前	変 更 後	交差点部の幅員	16m	19m	<p>知多西尾線は、西知多道路の既設インターチェンジの改良に伴い、一部区域(起点、交差点部の幅員)及び構造事項を変更するものである。</p>
	変 更 前	変 更 後					
交差点部の幅員	16m	19m					
<p>○3・4・14号荒尾大府線(東海市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区域の変更</li> <li>構造事項の変更</li> </ul>	<p>荒尾大府線は、西知多道路の既設インターチェンジの改良に伴い、一部区域(起点、隅切部)及び構造事項を変更するものである。</p>						
<p>○3・5・16号大野久米線(常滑市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区域の変更 変更延長 約290m 幅員変更</li> </ul> <table border="1" data-bbox="236 1068 815 1162"> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部の幅員</td> <td>12m</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造事項の変更</li> </ul>		変 更 前	変 更 後	交差点部の幅員	12m	15m	<p>大野久米線は、西知多道路の新設インターチェンジとの接続に伴い、一部区域(交差点部の幅員)及び構造事項を変更するものである。</p>
	変 更 前	変 更 後					
交差点部の幅員	12m	15m					
<p>○3・5・19号岡田蒲池線(常滑市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造事項の変更</li> </ul>	<p>岡田蒲池線は、西知多道路の追加に伴い、構造事項を変更するものである。</p>						
<p>○3・4・26号知多刈谷線(知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間の廃止 廃止延長 約1,070m</li> <li>起点の変更</li> <li>構造事項の変更</li> </ul>	<p>知多刈谷線は、3・4・4号知多西部線の変更に伴い、一部区間を廃止し、残区間について、起点及び構造事項を変更するものである。</p>						
<p>○3・4・27号東海有松線(東海市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区域の変更</li> <li>構造事項の変更</li> </ul>	<p>東海有松線は、西知多道路の既設インターチェンジの改良に伴い、一部区域(起点、隅切部)及び構造事項を変更するものである。</p>						

内容及び関連する事項	理 由												
<p>○3・4・28号東海知多線(知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区域の変更 変更延長 約240m 幅員変更</li> </ul> <table border="1" data-bbox="236 445 815 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部の幅員</td> <td>16m</td> <td>18m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造事項の変更</li> </ul> <p>○3・5・59号八幡亥新田線(知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区域の変更 変更延長 約390m 幅員変更</li> </ul> <table border="1" data-bbox="236 828 815 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般部及び 交差点部の幅員</td> <td>16m</td> <td>7.5m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造事項の変更</li> </ul>		変更前	変更後	交差点部の幅員	16m	18m		変更前	変更後	一般部及び 交差点部の幅員	16m	7.5m	<p>東海知多線は、西知多道路の新設インターチェンジとの接続に伴い、一部区域(交差点部の幅員)及び構造事項を変更するものである。</p> <p>八幡亥新田線は、西知多道路の新設インターチェンジとの接続に伴い、一部区域(起点、一般部及び交差点部の幅員)及び構造事項を変更するものである。</p>
	変更前	変更後											
交差点部の幅員	16m	18m											
	変更前	変更後											
一般部及び 交差点部の幅員	16m	7.5m											
<p>○3・1・63号大津町東海線(東海市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名称変更</li> <li>終点の変更</li> </ul>	<p>大津町東海線は、西知多道路の追加に伴い、3・4・4号知多西部線の一部区間を廃止し、残区間について、名称及び終点を変更するものである。</p>												

内容及び関連する事項	理 由
<p data-bbox="204 264 319 295">〔参 考〕</p> <p data-bbox="204 362 395 394">【東海市決定】</p> <ul data-bbox="236 412 587 542" style="list-style-type: none"><li data-bbox="236 412 587 443">○3・4・302号養父森岡線</li><li data-bbox="268 461 523 492">・ 一部区域の変更</li><li data-bbox="268 510 523 542">・ 構造事項の変更</li></ul> <p data-bbox="236 604 619 636">○3・3・312号太田川駅前線</p> <ul data-bbox="236 654 523 784" style="list-style-type: none"><li data-bbox="268 654 523 685">・ 一部区間の追加</li><li data-bbox="268 703 427 734">・ 名称変更</li><li data-bbox="268 752 459 784">・ 起点の変更</li></ul> <p data-bbox="204 846 395 878">【知多市決定】</p> <ul data-bbox="236 896 651 976" style="list-style-type: none"><li data-bbox="236 896 651 927">○3・5・403号新舞子大興寺線</li><li data-bbox="268 945 523 976">・ 構造事項の変更</li></ul> <p data-bbox="236 1039 523 1070">○3・4・405号朝倉線</p> <ul data-bbox="236 1088 523 1169" style="list-style-type: none"><li data-bbox="268 1088 523 1120">・ 一部区域の変更</li><li data-bbox="268 1137 523 1169">・ 構造事項の変更</li></ul>	

内容及び関連する事項	理 由
<p>(第2号議案) 環境影響評価書 (知多都市計画道路1・3・6号西知多道路)</p>	<p>知多都市計画道路1・3・6号西知多道路は、延長約18.5kmであり、環境影響評価法の対象事業となることから、同法の規定により都市計画決定権者である愛知県が環境影響評価を実施し、環境影響評価書を作成したものである。</p>
<p>○環境影響評価法第三十八条の六（抜粋） 第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については・・・環境影響評価その他の手続は・・・同法第十五条第一項の都道府県・・・（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。</p> <p>○環境影響評価法施行令 別表第一（抜粋） 第一種事業の要件：一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が十キロメートル以上であるものに限る。）</p>	